

(案)

令和 5 年度府中市協働事業評価結果及び
府中市市民協働の推進に関する条例の制定について

(答申)

令和 6 年 9 月

府中市市民協働推進会議

はじめに

府中市市民協働推進会議（以下「当会議」と言います。）は、令和6年4月26日付けで、高野市長から、「(1)市民協働の取組の進捗管理について」、「(2)価値共創促進事業の候補事業の選定について」、「(3)府中市クラウドファンディング型ふるさと納税活用公益活動支援事業補助金『ファンファーレ』の交付予定事業候補の選定について」、「(4)府中市市民協働の推進に関する条例について」及び「(5) その他市民協働の推進に関し、市長が必要と認めること」の5点について検討を行い、答申するよう諮問を受けました。

「(1)市民協働の取組の進捗管理」については、昨年度と同様、協働のまちづくりをよりよい暮らしにつなげることを目指し、令和4年度から令和11年度までの8年間を計画期間とする「第7次府中市総合計画」の中で施策ごとにあげている「協働により推進したい取組」の進捗状況と、令和5年度に実施した協働事業について確認するとともに、提案型協働事業および価値共創促進事業の評価を行いました。

「協働により推進したい取組」については・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

総合計画の策定により、より多くの市民や市職員が協働の意義や必要性を理解し、積極的に協働の手法を取り入れることに繋がりましたが、これまで対応が難しかった課題や新たに生じた課題について協働で解決策を導き出すことができたと評価された施策はまだ少なく、各主体がそれぞれの特性を生かして最大限に活躍することが可能となるよう、コーディネート機能の充実が求められます。

提案型協働事業については・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

価値共創促進事業については・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

提案型協働事業の評価については、令和4年度は5事業（市民提案型協働事業3事業、行政提案型協働事業1事業）を対象に実施したところ、協働の原則に沿って事業を展開することができた事業がある一方で、役割分担や目的の共有の点で課題が残る事業もありました。

第4回の審議を踏まえて記載しますので、委員の皆様からご意見をお願いします。

「(2)価値共創促進事業の候補事業の選定について」および「(3)府中市クラウドファンディング型ふるさと納税活用公益活動支援事業補助金『ファンファーレ』の交付予定事業候補の選定について」は、委員のうち3名で構成する市民協働推進会議協働事業選定・評価部会（以下「部会」と言います。）での審査結果に基づき答申するため、「(2)価値共創促進事業の候補事業の選定について」は、今後審査が実施され次第、答申いたします。

「(3)府中市クラウドファンディング型ふるさと納税活用公益活動支援事業補助金『ファンファーレ』の交付予定事業候補の選定について」は、令和6年5月24日に行われた公開プレゼンテーションおよび部会による審査結果を受け、令和6年5月31日付「6府市会発第1号」にて答申いたしました。

「(4)府中市市民協働の推進に関する条例について」は・・・・・・・・・・次に、今年度は、府中市市民協働の推進に関する条例の制定についても重点的に議論しました。府中市では市と市民との協働だけでなく、市民同士の協働についても積極的に推進しています。これまで市民活動団体や地縁型組織、事業者などが積みあげてきた経験を土台に今後も多様な主体による協働の姿勢が継承され、また新たな価値の共創へと発展できるよう、条例が長期的な柱となることを期待し、今年度に結論を急ぐことなく「市民協働都市宣言」から10年の節目でもある次年度の条例制定に関する答申にむけて検討してまいります。

第4回の審議を踏まえて記載しますので、委員の皆様からご意見をお願いします。

加えて、「(5) その他市民協働の推進に関し、市長が必要と認めること」として、価値共創促進事業の今後のあり方（事業名称の変更含む）並びに「提案型協働事業」の今後のあり方（復活を含む）について意見をまとめました。

ここに当会議における検討結果について、答申として提出させていただきます。なお、第3の答申については該当の案件はありませんでした。この答申が協働事業の質を更に向上させ、「協働によるまちづくり」に資することはもとより、「市民協働都市」の実現につながることを期待します。

府中市市民協働推進会議			
会長	藤	江	昌 嗣
副会長	青	山	亨
委員	伊	沢	美由紀
同	井	上	雅 允
同	坂	牧	早 苗
同	鈴	木	琢 真
同	関	谷	昂
同	花	岡	麻穂子
同	森	田	美千代
同	山	岡	法 次
同	山	根	浩 子

目次

I	市民協働の取組の進捗管理について	●
1	令和5年度の市民協働の取組実績	●
(1)	第7次府中市総合計画「協働により推進したい取組」の進捗	●
(2)	令和5年度に実施した協働事業	●
(3)	評価	●
2	令和5年度提案型協働事業および価値共創促進事業	●
(1)	今年度の評価にあたって（評価の視点）	●
(2)	評価を通して共通して感じられたこと（総論）	●
(3)	事業に対する第三者評価（各論）	●

II 府中市市民協働の推進に関する条例について ●

1	検討の背景	11
2	府中市市民協働推進第4回の審議を踏まえて記載します。	11
3	検討結果	12

III 参考資料

- 1 府中市市民協働推進会議規則
- 2 府中市市民協働推進会議委員名簿
- 3 府中市市民協働推進会議検討経過
- 4 令和5年度施策評価「協働により推進したい取組」
- 5 令和5年度協働事業実績調査
- 6 府中市提案型協働事業等評価制度実施基準
- 7 府中市価値共創促進事業評価制度実施基準
- 8 提案型協働事業等評価シート（自己評価シート、相互評価シート、第三者評価シート様式）

第4回会議 資料2-2

第4回会議 資料3-2

I 市民協働の取組の進捗管理について

1 令和5年度の市民協働の取組実績

(1) 第7次府中市総合計画「協働により推進したい取組」の進捗

第7次府中市総合計画では、分野別の施策ごとに「協働により推進したい取組」をあげており、「4年間で協働により推進したい具体的な取組」、「今年度の方針」、「今年度の取組実績」、「評価」、「次年度の方針」の5項目で各施策の主管課が進捗を管理しています（各施策の詳細については、参考資料4参照）。

そのうち「評価」の欄については、5段階で評価を行い、次のような結果となりました。（表「1. 各施策の評価」参照）。その結果「1. 未着手」の施策が0件、「2. 協働による実施を検討した」が9件（前年0件）、「3. 協働で実施したが、市民への還元効果については不明確である」が13件（前年質問項目なし）、「4. 協働で実施したことにより、何らかの効果を市民に還元できた」が42件（前年7件）、「5. 協働で実施したことにより、課題の解決に結びつく成果を市民に還元できた」が5件（前年質問項目なし）となりました。他の分野と比較して進捗が見られています。

【進捗の自己評価】

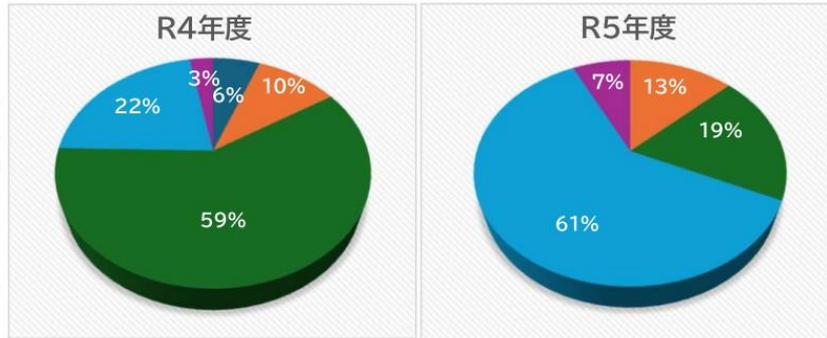
進捗評価 \ 施策分野	保健・福祉	生活・環境	文化・学習	都市基盤・産業	合計
1. 未着手	0	1	0	0	1
2. 協働による実施を検討した	9	1	0	3	13
3. 協働により実施した （4, 5に該当しないもの）	12	9	11	9	41
4. 協働による相乗効果を得ることができ、その効果を市民に還元することができた	3	1	7	4	15
5. これまで対応が難しかった課題や新たに生じた課題に協働で解決策を導き出すことができた	0	1	1	0	2
合計	21	13	19	16	69

【令和5年度評価段階】

評価段階	
1	未着手
2	協働による実施を検討した
3	協働で実施したが、市民への還元効果については不明確である (R4評価指標:協働により実施した)
4	協働で実施したことにより、何らかの効果を市民に還元できた (R4評価指標:協働による相乗効果を得ることができ、その効果を市民に還元することができた)
5	協働で実施したことにより、課題の解決に結びつく成果を市民に還元できた (R4評価指標:これまで対応が難しかった課題や新たに生じた課題に協働で解決策を導き出すことができた)

1.各施策の評価

評価段階	R4年度	R5年度
未着手	4	0
実施検討	7	9
実施/効果不明	41	13
実施/効果還元	15	42
実施/課題解決	2	5
合計	69	69



【凡例】 ■未着手 ■実施検討 ■実施/効果不明 ■実施/効果還元 ■実施/課題解決

第4回の審議を踏まえて記載しますので、委員の皆様からご意見ををお願いします。

2.分野別の進捗状況

評価段階	保健福祉	生活環境	文化学習	都市基盤産業
未着手	0	0	0	0
実施検討	3	1	2	3
実施/効果不明	3	4	2	4
実施/効果還元	14	8	12	8
実施/課題解決	0	1	3	1
合計	20	14	19	16



【凡例】 ■未着手 ■実施検討 ■実施/効果不明 ■実施/効果還元 ■実施/課題解決

第4回の審議を踏まえて記載しますので、委員の皆様からご意見ををお願いします。

(2) 令和5年度に実施した協働事業

令和5年度に実施した協働事業の概要や協働先、協働の形態について確認するため「令和5年度協働事業実績調査（以下、「実績調査」と言います。）」を実施しました。

令和5年度に委託、事業協力、共催、実行委員会・協議会、補助のいずれかの方法で実施した協働事業は194件、うち新規事業数は26件でした。協働の形態としては事業協力（市主体）のものが最も多く、協働先としては目的型活動団体が最も多くなりました（各事業の詳細については、参考資料5参照）。

■委託、事業協力、共催、実行委員会・協議会、補助による協働

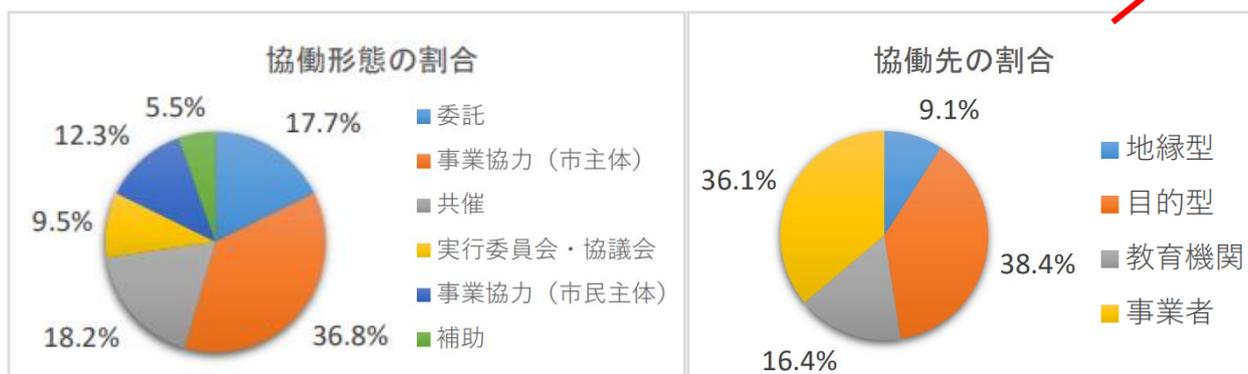
実施事業数	194件（前年度－1）
延べ協働先団体数 ※複数の団体による協働事業があるため	220件（前年度－1）

委託	39件
事業協力（市主体）	81件
共催	40件
実行委員会・協議会	21件
事業協力（市民主体）	27件
補助	12件
合計	220件

地縁型活動団体	20件
目的型活動団体	85件
教育機関	36件
事業者	79件
合計	220件

※複数の団体による協働事業の場合、団体によって「協働の形態」が異なる場合があります。

第4回会議 資料3-1より



また、今回は、「府中市市民協働の推進に関する基本方針（以下、「基本方針」と言います。）」に記載されている市民協働を実施する主体が尊重すべき6つの「協働の原則」を意識して進めることができたか、また、市と市民の双方にメリットが生じるよう工夫・意識することができたか（「win-winの関係を意識できたか」）についても調査がなされたため、その点についても意見を交換しました（第4回で審議予定）。

■各事業を実施する際の「協働の原則」「win-winの関係」の意識状況

事業協力、共催、実行委員会・協議会、補助のいずれかの方法で実施した全194件の事業について、6つの「協働の原則」を意識して進めることができたかどうか「はい」「どちらともいえない」「いいえ」のいずれかで回答を依頼したところ、いずれの原則についても大多数の事業が「はい」と回答しましたが、「どちらともいえない」あるいは「いいえ」と回答した事業がありました。

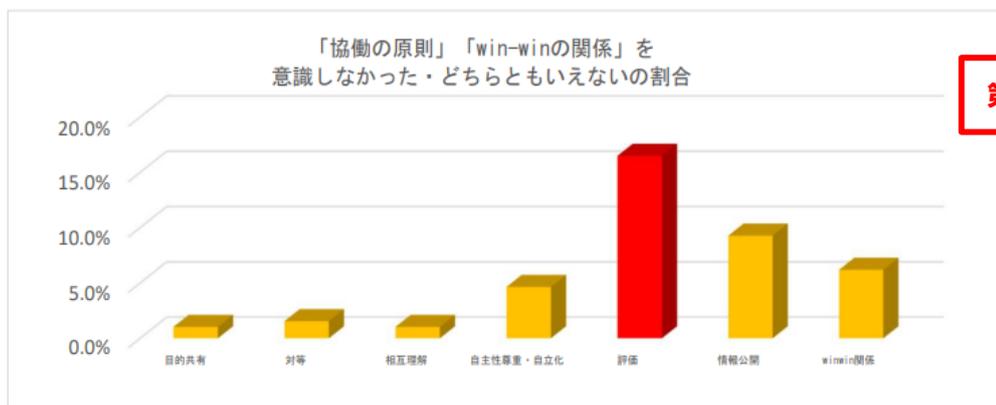
特に「評価の原則」については「どちらともいえない」あるいは「いいえ」と回答した事業が計32件あり、全体の16.5%となりました。一定の時期に事業を客観的に評価・検証することは協働の質や効果を高めるために重要ですが、「どちらともいえない」あるいは「いいえ」と回答した事業の担当課にヒアリングをしたところ、「事業実施後やその過程で評価を行うことを認識していなかった」という声が多く、そのほかに「事業実施後の評価シートを作成することに業務上の負担があり、事業実施前や最中に比べ意識が薄れてしまった」などという声がありました。

第4回の審議を踏まえて委員意見を追記しますので、委員の皆様からご意見をお願いします。

	目的共有	対等	相互理解	自主性尊重・自立化	評価	情報公開	win-win
はい	192	191	192	185	162	176	182
どちらともいえない	2	3	1	7	24	15	9
いいえ	0	0	1	2	8	3	3

→図1へ

【図1】各事業を実施する際の「協働の原則」および「win-winの関係」の意識状況



第4回会議 資料3-1より

また、「(1) 第7次府中市総合計画『協働により推進したい取組』の進捗」では、分野別の施策ごとに「協働により推進したい取組」の進捗状況を5段階で評価しましたが、今回は事業単位でも進捗を確認するため、同様の設問を実績調査にも設けました。

■協働の成果に関する評価

全194件の事業について、「1. 協働で実施したが、市民への還元効果については不明確である」「2. 協働で実施したことにより、何らかの効果を市民に還元できた」「3. 協働で実施したことにより、課題の解決に結びつく成果を市民に還元できた」の3段階で回答を依頼したところ、次のような結果になりました。

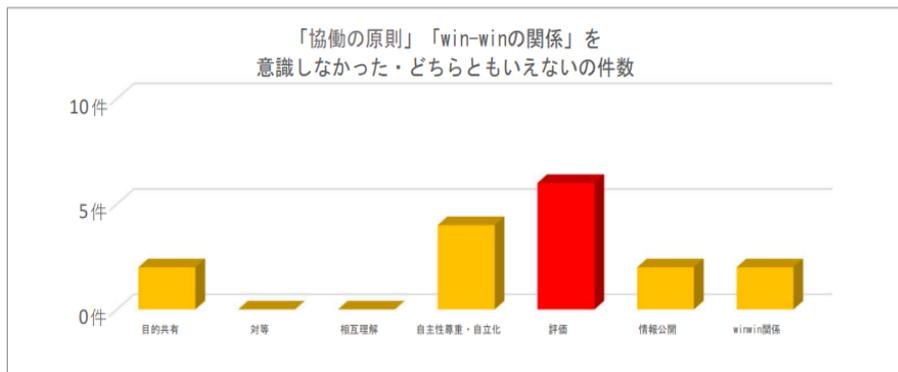
最高評価である「3. 協働で実施したことにより、課題の解決に結びつく成果を市民に還元できた」と回答した事業が27.3%の53件、次の「2. 協働で実施したことにより、何らかの効果を市民に還元できた」と回答した事業が63.9%の124件となり、合わせて全体の91.2%を占めた一方、「1. 協働で実施したが、市民への還元効果については不明確である」と回答した事業が8.8%に当たる17件ありました。

「1. 協働で実施したが、市民への還元効果については不明確である」とされた17事業について、「協働の原則」「win-winの関係」についてどのように回答していたかを確認すると、「どちらともいえない」あるいは「いいえ」と回答した件数は「評価の原則」が最も多く、このことから「協働で実施したが、市民への還元効果については不明確である」と回答した理由には、成果が見られなかっただけでなく、事業実施後の評価作業ができていない事業があることがわかりました。

第4回の審議を踏まえて委員意見を追記しますので、委員の皆様からご意見をお願いします。

協働で実施したことにより、課題の解決に結びつく成果を市民に還元できた	53
協働で実施したことにより、何らかの効果を市民に還元できた	124
協働で実施したが、市民への還元効果については不明確である	17

【図2】「協働で実施したが、市民への還元効果については不明確である」と回答した事業における「協働の原則」および「win-winの関係」の意識状況



後援・協賛の件数は、府中市後援分が136件から158件へと22件増加し、教育委員会分も82件から98件へと16件増加しました。また、政策過程への参画を示す、審議会等の付属機の開催状況は82件から98件へと16件（19.5%）増加しました。その他の会議は16件から15件へと1件減少しましたが、ほぼ横這いとなっています。

また、パブリックコメントの実施件数は、6件から7件へとほぼ横這いでしたが、提出人数は26件から68件へと42件（1.6倍）増加し、提出意見数も112件から141件へと29件（25.9%）増加しました。

■後援・協賛、政策過程への参画、パブリックコメント

		令和4年度	令和5年度	増減
後援・協賛	府中市後援	136件	158件	+22件
	府中市教育委員会後援	82件	98件	+16件
政策過程への参画	附属機関	78件	86件	+8件
	その他の会議	16件	15件	-1件
パブリックコメント	実施件数	6件	7件	+1件
	提出人数累計	26件	68件	+42件
	提出意見累計	112件	141件	+29件

(3) 評価

第4回の審議を踏まえて記載しますので、委員の皆様からご意見をお願いします。

「(1)『協働により推進したい取組』の進捗」について、回答が「1.未着手」や「2.協働による実施を検討した」となった事業については、計画期間中に実行に移せるよう、引き続き進捗を確認していく必要があります。特に、これまで市単体で行っていた事業を協働で行う場合などは、各協働の手法の特性を各部署が十分に把握できていない可能性があるため、協働共創推進課やその他の機関が中間支援を行い、より有効な協働へ誘導することが重要であると考えます。

また「3.協働により実施した(4,5に該当しないもの)」、「4.協働による相乗効果を得ることができ、その効果を市民に還元することができた」、「5.これまで対応が難しかった課題や新たに生じた課題に協働で解決策を導き出すことができた」をあわせて件数は、全体の80パーセントを超えており、施策の中で「協働により推進したい取組」を具体的にあげたことが着手につながった可能性があります。

特に全ての施策が「3.協働により実施した」以上の評価となった文化・学習分野については、事業内容が市民にとって身近な内容であることも一因と考えられますが、目的型活動団体や教育機関との積極的な関わりが伺え、今後も協働による成果が期待されます。

一方で「5.これまで対応が難しかった課題や新たに生じた課題に協働で解決策を導き出すことができた」に至った件数は2.9パーセントに留まり、この件数を増やすことが求められます。職員への意識啓発や成果を高めるための研修を行うことや、今年度の方針が協働の原則にあっていたか、適切な役割分担と効果を想定できていたかなど、再検討することが望まれます。

「(2)令和4年度に実施した協働事業」からは、総合計画における「協働により推進したい取組」としてかかっている事業以外にも、多様な協働が行われていることが伺えました。令和4年度は前年度比22件増となり、協働事業は着実に増加しています。各事例は総合計画における「協働により推進したい取組」を進めるにあたって参考になるため、部署間で情報共有をするとともに、引き続き各事業において協働の手法の導入を検討し、多様な協働の取組を増やしていくことができるよう、各事業に取り組んでください。

2 令和5年度提案型協働事業および価値共創促進事業

協働事業提案制度は、市民のアイデアやノウハウを活かした事業の提案を募集し、市民と市が協働で事業を実施することで、地域課題の解決を目指すための制度です。この制度で実施する事業には、市民の自由な発想に基づき協働事業を市に対して提案する「市民提案型協働事業」と、市が地域課題として掲げるテーマに基づき協働事業を市に対して提案する「行政提案型協働事業」の二種類があります。

また、価値共創促進事業は、府中をよりよいまちにするため、市民活動団体やNPO法人、企業などと市との共創により、これまでにない新たな事業を実施し、新しい価値を提供することを目的とした事業です。こちらは市が提示した行政課題のテーマに沿って提案する「テーマ型」と、自由な発想で提案する「フリー型」の二種類があります。

(1) 今年度の評価に当たって（評価の視点）

令和5年度は、提案型協働事業については行政提案型協働事業1事業、市民提案型協働事業3事業、価値共創促進事業2事業の計6事業を実施し、「府中市提案型協働事業評価制度実施基準」および「府中市価値共創促進事業評価制度実施基準」に従って、部会で評価を行いました。

協働事業で相乗効果や成果を得るには、お互いを尊重し役割や強みを理解するとともに、目的を共有し、同じ方向を向いて事業を進めることが大切で、役割分担を事前に明確にすることや、他の主体や市の他部署各主管課を巻き込むことなど、双方が強みを活かして積極的に取り組むことが重要です。

よって、評価にあたっては事業の結果だけではなく、目的やゴールイメージの共有ができているか、適切な役割分担ができているか、協働による相乗効果が発揮されているか等、協働の視点を意識しています。

今年度は、昨年度当会議で出た意見をもとに、評価基準の配点を見直しました。従来は、評価基準の各評価項目について市側、団体側のそれぞれが達成できたかを0点または1点で評価し、両方に1点が付いた場合のみ得点になる方法を取っていましたが、柔軟な採点がしにくいため、市側、団体側ともに3点ずつ付与し、段階的に加点できるようになりました。

また、価値共創促進事業については、地域課題の解決のため、協働による新しい視点と解決方法における新しい方法が見つけられるかどうかも確認する必要があるため、「協働による斬新性」という評価項目を追加しました。

ヒアリングシートの変更について加筆しましたので、委員の皆様からご意見をお願いします。

(2) 各事業に対する第三者評価（各論）

評価総論

府中市協働事業 第三者評価シート

事業名称	
事業実施者	
事業目的	
事業内容	
事業目標	
1 評価結論	第2回推進会議 資料4-1
2 事業について	第三者評価シートを挿入します。
3 協働の視点について	
4 今後の展望や様々な主体間との連携	

(3) 各評価を通して共通して感じられたこと（総論）

第4回推進会議 審議事項2「『価値共創促進事業』の事業名称の変更について」を踏まえて記載しますので、委員の皆様からご意見をお願いします。

評価は事業終了後に市民と市が合同で作成した相互評価シートと、提案型事業評価部会によるヒアリングをもとに行いました。全体に共通する点は次のとおりです。

ア 提案型協働事業の今後のあり方について

協働事業の実施にあたっては、地域課題が解決されているかに加えて、協働の視点（目的の共有、対等な役割分担、相互理解など）をもって事業を遂行できたかどうか重要です。特にこの制度は市民または行政どちらかの提案を、他方が受け止めて成立するものであるため、事業開始時点での方向性のすり合わせが重要となります。

今回の評価では、5事業のうち2事業をS評価、1事業をA評価、2事業をC評価としました。評価の高い事業の特徴としては、協働の視点について双方の見解が一致していました。その場合は地域課題の解決や今後の展望に課題が残ったとしても、引き続き協力してよりよい協働のあり方を模索できるのではないかと考えます。

一方で結果が振るわなかった事業については、事業そのものの内容よりも、市または団体のどちらかのみが積極的で、相互に対等に協働ができていなかったり、方向性の確認や信頼関係の構築に課題が残ったまま事業を進めたことにより相互理解が十分にできていなかったりしたことがわかりました。

イ 令和5年度提案型協働事業の実施にあたって

令和5年度提案型協働事業の評価にあたっては、今回の経験が今後の事業継続や主体間の関係性の構築に繋がるかなど、将来の展望を見据えているのかも評価の対象になりました。市側については、協働に対する意識が高まっており、協働の原則についても理解が進んでいると考えられますが、今後はその知識と経験を生かして、事業開始の時点で改めて丁寧に役割分担や目的の共有をするように留意していただきたいです。市民側については、令和5年度が実施の2年目になる団体もあるため、今年度見つけた課題を意識的に改善し、事業の発展につなげていただきたいです。

また、令和5年度提案型協働事業を評価するにあたっては、「府中市提案型協働事業評価制度実施基準」（参考資料5）の別表1における各採点項目について、市・団体ともに十分に達成できていた場合しか点数がつかない方式になっているため、評価段階を細分化した方がよいという意見がでました。最終的には別表2のとおりS～Dまでで評価をすることになりますが、前段階としての採点については3段階程度にわけ、後で振り返る際にも、改善点が分かりやすいように変更することを提案します。

ウ 今後実施する協働事業に向けて

提案型協働事業の経験を生かしていくためには、S評価の事業も成功例として参考にしたいと思いますが、それ以外の評価だった事業を振り返ることも重要です。提案型協働事業を経験した担当課や協働共創推進課としては、まだ協働のノウハウを十分に持っていないくても、協働に挑戦しようとしている団体からの提案に対してもサポートができるよう、今回の結果からどうすればうまくいくか、また失敗するかを学び、次代に伝えるよう努めてください。

Ⅱ 府中市市民協働の推進に関する条例について

1 検討の背景

府中市では平成 26 年度「市民協働都市」を宣言し、市民と市の協働によるまちづくりの推進について謳い、広く市内外に表明してきました。また、多様な主体が協働のまちづくりに参画し、協働関係を築いていくうえでの基本的な事項については「府中市市民協働の推進に関する基本方針」をあわせて策定することで、活動時の指針としてきました。

市民協働の推進に関する条例の制定については、平成 30 年度の市民協働推進会議において検討を行い、その検討結果としては、第 6 次府中市総合計画後期基本計画における各施策の取組の協働による成果を踏まえ、改めて判断することとされました。また、令和 4 年度に改訂した府中市市民協働の推進に関する基本方針においては、今後の市民協働の取組を一層推進していくために、条例の制定が必要であるかについて検討を行うこととしています。

~~—第 6 次府中市総合計画後期基本計画に掲げられた市民協働に関する 4 つの施策についてはすべて目標値を達成しており、特に市と市民との協働の事業数については平成 28 年度の 144 件から令和 4 年度は 195 件と大幅に増加しています。また、第 6 次府中市総合計画における各施策の協働の成果を踏まえ、第 7 次府中市総合計画では施策ごとに「協働により推進したい取組」を掲載し、この進捗管理を行うこととしており、更なる市民協働の取組が期待されているところです。~~

2 令和 5 年度の検討結果

令和 5 年度における当会議では、検討結果として次のとおり答申しました。

府中市市民協働の推進に関する条例の制定について

【検討結果】

当会議における今年度の検討の結果、「2 推進会議における主な意見」のとおり条例の内容と位置づけについて、次年度も引き続き検討することとしました。

この度制定する条例は、「都市宣言」と同様に幅広い活動を包含できる理念的な面を持ちながらも、市民の行動を後押しするものである必要があります。

令和 6 年度の推進会議では、今年度の推進会議であがった意見についてより審議を深め、多様な主体による協働・共創を推進する条例の制定に関する答申を目指し、取り組んでまいります。

『令和 4 年度府中市協働業評価結果及び府中市市民協働の推進に関する条例の制定について（答申）』より抜粋

3 推進会議における主な意見

(1) 条例の制定をすることの必要性について

資料1-2（昨年度および第3回までで出た意見）と第4回での審議を踏まえて記載しますので、委員の皆様からご意見をお願いします。

- ア 条例を制定するのであれば、市民協働都市宣言や府中市市民協働の推進に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）との位置付けを整理する必要がある。
- イ 市民協働を推進できない課題があるのであれば、その解決手段として条例が適切であるかを検討したうえで、その解決に繋がる内容の条例とする必要がある。
- ウ 基本方針を重視することについて、人事異動が行われても引き継がれるよう、条例により法的根拠を持たせるということであれば、条例制定の必要性が理解できる。
- エ 条例を制定するとなると、市民に何らかの義務を生じさせたり拘束したりするようなイメージがあるので、必要性は慎重に検討するべきである。条例を制定したとしたら、市民に対してはそのような義務を生じさせるような趣旨の条例ではないということを丁寧に説明する必要がある。

(2) 条例の内容について

- ア 令和4年度から課名が「協働推進課」から「協働共創推進課」に変更となり、市として「共創」を推進していく意思があるのであれば、「協働」と「共創」の定義を整理したうえで「共創」という言葉も条例に加えてはどうか。
- イ 前文を記載するのであれば、基本方針の策定等これまでの市民協働推進の経緯を丁寧に記載してほしい。
- ウ 基本方針において、「市民」の定義の中に事業者も含まれているが、市民・事業者・市の3者が協力するということを表現してほしい。
- エ 他自治体の子ども権利条例などを参考として、市民目線で分かりやすい表現としてほしい。

(3) その他

- ア 条例と基本方針の両方の内容を理解できるようなパンフレット等があるとよい。

4 令和6年度の検討結果

第4回での審議を踏まえて記載しますので、委員の皆様からご意見をお願いします。

当会議における今年度の検討の結果、「2 推進会議における主な意見」のとおり条例の内容と位置づけについて、次年度も引き続き検討することとしました。

この度制定する条例は、「都市宣言」と同様に幅広い活動を包含できる理念的な面を持ちながらも、市民の行動を後押しするものである必要があります。

令和6年度の推進会議では、今年度の推進会議であがった意見についてより審議を深め、多様な主体による協働・共創を推進する条例の制定に関する答申を目指し、取り組んでまいります。

参考資料

目次に記載した資料を添付します。